

愛媛県食の安全安心の推進に関する計画中間見直し 新旧対照表（変更箇所は\_\_\_\_\_で表示）

改 定 後		改 定 前	
頁	内 容	頁	内 容
1	1 これまでの取り組み 省略	1	1 これまでの取り組み 省略
2	2 愛媛県食の安全安心推進条例の制定 (1) 条例の制定 省略 (2) _____食の安全安心推進体制 省略	2	2 愛媛県食の安全安心推進条例の制定 (1) 条例の制定 省略 (2) <u>新しい</u> 食の安全安心推進体制 省略
3	○ _____食の安全安心推進体制  愛媛県食の安全安心推進県民会議_____	3	○ <u>新しい</u> 食の安全安心推進体制  愛媛県食の安全安心推進県民会議 <u>(新規)</u>
4	3 計画の位置付け (1) 計画の趣旨 省略  (2) 計画の位置付け（他の計画等との関係） 県では、 <u>愛媛県長期計画を策定し、様々な施策事業に取り組んでいるところであり、当面4年間（平成23年度～26年度）で必要な政策の方向性などを示したアクションプログラム編においては、施策29「消費者の安全確保と生活衛生の向上」の中で、「食の安全・安心の確保」が主な取組みとして位置付けられております。</u>	4	3 計画の位置付け (1) 計画の趣旨 省略  (2) 計画の位置付け（他の計画等との関係） 県では、 <u>平成12年に平成22年を目標年次とする「第五次愛媛県長期計画」（以下「長期計画」という。）を策定し、様々な施策事業に取り組んでいるところであり、長期計画の後期5年間のアクションプランである「後期実施計画」において、「食の安全・安心対策の推進」が「優先施策」として位置付けられております。</u>

改 定 後		改 定 前	
5	<p>本計画は、この「<u>食の安全・安心の確保</u>」に係る施策を総合的に展開するために策定<u>している</u>ものであり、<u>第2次愛媛県食育推進計画、愛媛県食品衛生監視指導計画、えひめ農業振興プラン2011、第4次愛媛県水産振興基本計画</u>等の他の計画等とも調和を図りながら実施するものです。</p> <p>(3) 計画の期間、進行管理</p> <p>本計画の設定期間については、平成22年度から平成26年度までの5年間と<u>して</u>いますが、<u>施行後3年目には中間的な見直しを実施しました。</u>また、<u>食の安全安心をめぐる社会情勢の変化等により、内容変更の必要が生じた場合には適宜見直しを行うことと</u>して<u>います。</u></p> <p><u>なお、食の安全安心に関して講じた施策の実施状況については、条例第10条に基づき、毎年度県議会に報告するとともに、県のホームページ等により広く県民へ公表します。</u></p> <p>○計画の位置付け <u>(一部改定後)</u></p> <p>新関係図 省略</p> <p>※各計画の現状に合わせて更新。</p> <p>※水産振興基本計画を追加。</p>	5	<p>本計画は、この「<u>食の安全・安心対策の推進</u>」に係る施策を総合的に展開するために策定<u>する</u>ものであり、<u>愛媛県食育推進計画、愛媛県食品衛生監視指導計画、愛媛県新農業ビジョン、</u>_____等の他の計画等とも調和を図りながら実施するものです。</p> <p>(3) 計画の期間、進行管理</p> <p>本計画の設定期間については、平成22年度から平成26年度までの5年間と<u>します。</u><u>ただし、施行後3年目を</u>目途に中間的な見直しを実施<u>するほか、</u>食の安全安心をめぐる社会情勢の変化等により、内容変更の必要が生じた場合には適宜見直しを行うことと<u>します。</u></p> <p><u>また、食の安全安心に関して講じた施策の実施状況については、条例第10条に基づき、毎年度県議会に報告するとともに、県のホームページ等により広く県民へ公表します。</u></p> <p>○計画の位置付け _____</p> <p>旧関係図 省略</p>

改 定 後	改 定 前					
<p>6 ○中間的な見直し</p> <p>本計画施行後の状況を踏まえ、中間的な見直しを実施しました。</p> <p><b>食の安全安心に関する事件等</b></p> <p>本計画施行後（平成22年度以降）、国内では、平成22年の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザをはじめ、平成23年の福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による食品の汚染や牛肉の生食を原因とする腸管出血性大腸菌による集団食中毒事件などが発生しています。</p> <p>また、県内でも、産地偽装事件や放射性物質に汚染された牛肉が流通した事態が発生するなど食の安全安心を揺るがす事件が後を絶ちません。</p> <p><b>主な見直し内容</b></p> <p>◆食の安全安心に関する事件の発生や国の動向等を踏まえ、具体的な取組みを5項目追加して、62項目から67項目としました。</p> <p>(追加した具体的な取組み5項目)</p> <table border="1" data-bbox="241 1026 1122 1273"> <tr> <td>(19) 養殖ヒラメに係る新種クドアの防疫体制の推進</td> </tr> <tr> <td>(23) 県内産農水産物の放射性物質安全確認の検査</td> </tr> <tr> <td>(32) 生食用食肉取扱施設に対する監視指導</td> </tr> <tr> <td>(36) 流通食品の放射性物質検査等の実施</td> </tr> <tr> <td>(50) 食品表示一元化に伴う体制の整備</td> </tr> </table> <p>◆関連する他の計画等の改定状況や事業の進捗状況をふまえて、本計画の表現を見直したほか、推進指標の見直しを行いました。</p>	(19) 養殖ヒラメに係る新種クドアの防疫体制の推進	(23) 県内産農水産物の放射性物質安全確認の検査	(32) 生食用食肉取扱施設に対する監視指導	(36) 流通食品の放射性物質検査等の実施	(50) 食品表示一元化に伴う体制の整備	
(19) 養殖ヒラメに係る新種クドアの防疫体制の推進						
(23) 県内産農水産物の放射性物質安全確認の検査						
(32) 生食用食肉取扱施設に対する監視指導						
(36) 流通食品の放射性物質検査等の実施						
(50) 食品表示一元化に伴う体制の整備						

改 定 後				改 定 前		
(推進指標の見直し 1 3 指標)						
目標 (H26年度) 値の設定 5 指標						
目標 (H26年度) 値の修正 5 指標						
推進指標の設定 3 指標						
7	(目標 (H26年度) の設定及び修正を行った推進指標)					
施策 の 方向	指 標 名	指標値 (20年度) ※策定時	実績 (23年度)	中間目標 (24年度)	目標 (旧) (26年度)	目標 (新) (26年度)
1	食の安全安心総合ホームページ閲覧件数	32,650 件	39,296 件	35,000 件	38,000 件	40,000件
3	農薬適正使用講習会・研修会の開催回数	173 回	438 回	170 回	170 回	410回
4	エコファーマー取組面積	908ha	684ha	1,200ha	—	1,200ha
	有機農業取組面積	365ha	393ha	570ha	—	570ha
5	ふれあい牧場等の開催回数	46 回	80 回	50回	50回	80回
9	食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合	35.8%	14.7%	20.8%	—	0%
10	地産地消・愛あるサポーター登録数	1,850	2,302	2,000	—	2,400
	学校給食における地場産物の使用割合 (食材数ベース)	27.1% (19年度)	33.9%	30% 以上	—	30%以上
13	危害情報申出制度対応件数	/	56 件	20件	20件	65件
15	消費者との意見交換会の実施回数、参加者数	9回 328名	12回 394名	9回 350名	9回 350名	12回 400名
注：目標 (旧) (26年度) の「—」は本計画策定時に目標値の設定がなかったもの。						

改 定 後					改 定 前																	
(推進指標の設定 3指標)																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策 の 方向</th> <th>指 標 名</th> <th>実績 (23年度)</th> <th>予定件数 (24年度)</th> <th>目標 (26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>県内産農産物の放射性物質 安全確認検査件数</td> <td>26件</td> <td>20件</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>県内産水産物の放射性物質 安全確認検査件数</td> <td>14件</td> <td>10件</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>流通食品の放射性物質収去 検査件数</td> <td>42件</td> <td>500件</td> <td>500件</td> </tr> </tbody> </table>	施策 の 方向	指 標 名	実績 (23年度)	予定件数 (24年度)	目標 (26年度)	4	県内産農産物の放射性物質 安全確認検査件数	26件	20件	20件	県内産水産物の放射性物質 安全確認検査件数	14件	10件	10件	6	流通食品の放射性物質収去 検査件数	42件	500件	500件		
施策 の 方向	指 標 名	実績 (23年度)	予定件数 (24年度)	目標 (26年度)																		
4	県内産農産物の放射性物質 安全確認検査件数	26件	20件	20件																		
	県内産水産物の放射性物質 安全確認検査件数	14件	10件	10件																		
6	流通食品の放射性物質収去 検査件数	42件	500件	500件																		
<u>8</u>	4 目標（スローガン） 省略	<u>6</u>	4 目標（スローガン） 省略																			
<u>9</u>	5 基本施策 省略	<u>7</u>	5 基本施策 省略																			
<u>11</u>	○計画の施策体系概要図 省略	<u>9</u>	○計画の施策体系概要図 省略																			
<u>12</u>	6 施策の方向、施策体系 （1）施策の方向の考え方 省略 （2）施策の方向の設定 省略	<u>10</u>	6 施策の方向、施策体系 （1）施策の方向の考え方 省略 （2）施策の方向の設定 省略																			

	改 定 前
<p style="text-align: center;">改 定 後</p> <p>12 <u>施策の方向1：ホームページ等を利用した情報提供の充実</u> <u>具体的な取組み</u></p> <p>(1) 食の安全安心総合ホームページの<u>運営</u> 食を取り巻く環境の変化に応じて消費者ニーズに合った情報を迅速かつ正確に提供するため、食の安全安心総合ホームページ「<u>えひめ食の安全・安心情報ホームページ</u>」を運営します。</p> <p>(2) メールマガジンの発行 県民へ食に関する情報を広く発信するため、食に関するトピックスなどをお知らせするメールマガジン「<u>えひめ食の安全安心メール</u>」を発行します。</p> <p>(3) 収去検査結果等の公表 県で実施している収去検査等食品等の添加物、残留農薬、微生物などの検査結果を<u>えひめ食の安全・安心情報ホームページ</u>等で公表します。</p> <p>(4) 食中毒予防に関する情報発信 県民に対し、講習会や県広報誌、<u>えひめ食の安全・安心情報ホームページ</u>等により食品衛生知識の普及啓発に努めるほか、食中毒が多発する時期には食中毒注意報を発令し、県民へ注意を喚起し、食中毒予防のポイント等について積極的に啓発します。</p> <p>(5) 食品関連事業者からの情報提供支援システム 食品関連事業者から消費者等への積極的な情報提供をサポートするため、<u>えひめ食の安全・安心情報ホームページ</u>から食品関連事業者の食の安全安心に関するホームページ（食の</p>	<p style="text-align: center;">改 定 前</p> <p>10 <u>施策の方向1：ホームページ等を利用した情報提供の充実</u> <u>具体的な取組み</u></p> <p>(1) 食の安全安心総合ホームページの<u>開設</u> 食を取り巻く環境の変化に応じて消費者ニーズに合った情報を迅速かつ正確に提供するため、食の安全安心総合ホームページ（以下「<u>総合ホームページ</u>」という。）を開設します。</p> <p>(2) メールマガジンの発行 県民へ食に関する情報を広く発信するため、食に関するトピックスなどをお知らせするメールマガジン _____ を発行します。</p> <p>(3) 収去検査結果等の公表 県で実施している収去検査等食品等の添加物、残留農薬、微生物などの検査結果を<u>総合ホームページ</u>等で公表します。</p> <p>(4) 食中毒予防に関する情報発信 県民に対し、講習会や県広報誌、<u>総合ホームページ</u>等により食品衛生知識の普及啓発に努めるほか、食中毒が多発する時期には食中毒注意報を発令し、県民へ注意を喚起し、食中毒予防のポイント等について積極的に啓発します。</p> <p>(5) 食品関連事業者からの情報提供支援システム 食品関連事業者から消費者等への積極的な情報提供をサポートするため、<u>総合ホームページ</u>から食品関連事業者の食の安全安心に関するホームページ（食の安全安心に関する取り</p>

改 定 後				改 定 前			
安全安心に関する取り組み、自主回収情報のサイトなど）へリンクするなどのシステムづくりを行います。				組み、自主回収情報のサイトなど）へリンクするなどのシステムづくりを行います。			
(6) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供 省略				(6) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供 省略			
<b>推進指標</b>				<b>推進指標</b>			
指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
食の安全安心総合ホームページ閲覧件数	39,296件	35,000件	40,000件	食の安全安心総合ホームページ閲覧件数	32,650件	35,000件	38,000件
メールマガジン登録者数	371人	1,000人	2,000人	メールマガジン登録者数	0人	1,000人	2,000人
食品関連情報の提供件数	139件	210件	210件	食品関連情報の提供件数	213件	210件	210件
人口10万人あたりの食中毒患者数	22.2人	30人	20人	人口10万人あたりの食中毒患者数	41.2人	30人	20人
13	<u>施策の方向2：食の安全に係る相談窓口の充実</u>			11	<u>施策の方向2：食の安全に係る相談窓口の充実</u>		
	<b>具体的な取組み</b>				<b>具体的な取組み</b>		
	(7)(8) 省略				(7)(8) 省略		
	<b>推進指標</b>				<b>推進指標</b>		
指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
相談窓口における相談受付件数	263件	250件	250件	相談窓口における相談受付件数	257件	250件	250件
県政出前講座、出前相談室実施件数	7件	15件	20件	県政出前講座、出前相談室実施件数	11件	15件	20件

改 定 後				改 定 前																																																											
14	<p><u>施策の方向3：食の安全確保を最優先した生産への意識の向上</u></p> <p><u>具体的な取組み</u></p> <p>(9)～(18) 省略</p> <p><u>(19)養殖ヒラメに係る新種クダアの防疫体制の推進</u></p> <p><u>食中毒の原因とされる新種クダアの県内ヒラメ養殖場への侵入及び新種クダアが寄生した養殖ヒラメの流通を未然に防止するため、「愛媛県クダア疾病対策ガイドライン」に基づき、新種クダアの検査対応や、確認された場合の出荷自粛等を指導するほか、まん延防止や被害軽減に資する技術開発と知見収集を実施し、関係者への情報提供に努めます。</u></p>			12	<p><u>施策の方向3：食の安全確保を最優先した生産への意識の向上</u></p> <p><u>具体的な取組み</u></p> <p>(9)～(18) 省略</p>																																																										
	<p><u>推進指標</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状値 (H23年度)</th> <th>中間目標 (H24年度)</th> <th>目標 (H26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農薬適正使用講習会・研修会の開催回数</td> <td><u>438回</u></td> <td>170回</td> <td><u>410回</u></td> </tr> <tr> <td>農薬立入検査実施件数</td> <td><u>308件</u></td> <td>300件</td> <td>300件</td> </tr> <tr> <td>出荷前の農産物の残留農薬分析件数</td> <td><u>297件</u></td> <td>300件</td> <td>300件</td> </tr> <tr> <td>生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数</td> <td><u>664件</u></td> <td>850件</td> <td>850件</td> </tr> <tr> <td>牛耳標装着率</td> <td><u>100%</u></td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合</td> <td><u>67.9%</u></td> <td>70%</td> <td>70%</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	農薬適正使用講習会・研修会の開催回数	<u>438回</u>	170回	<u>410回</u>	農薬立入検査実施件数	<u>308件</u>	300件	300件	出荷前の農産物の残留農薬分析件数	<u>297件</u>	300件	300件	生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数	<u>664件</u>	850件	850件	牛耳標装着率	<u>100%</u>	100%	100%	養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合	<u>67.9%</u>	70%	70%		<p><u>推進指標</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標値 (H20年度)</th> <th>中間目標 (H24年度)</th> <th>目標 (H26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農薬適正使用講習会・研修会の開催回数</td> <td><u>173回</u></td> <td>170回</td> <td><u>170回</u></td> </tr> <tr> <td>農薬立入検査実施件数</td> <td><u>339件</u></td> <td>300件</td> <td>300件</td> </tr> <tr> <td>出荷前の農産物の残留農薬分析件数</td> <td><u>298件</u></td> <td>300件</td> <td>300件</td> </tr> <tr> <td>生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数</td> <td><u>857件</u></td> <td>850件</td> <td>850件</td> </tr> <tr> <td>牛耳標装着率</td> <td><u>100%</u></td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合</td> <td><u>70.3%</u></td> <td>70%</td> <td>70%</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	農薬適正使用講習会・研修会の開催回数	<u>173回</u>	170回	<u>170回</u>	農薬立入検査実施件数	<u>339件</u>	300件	300件	出荷前の農産物の残留農薬分析件数	<u>298件</u>	300件	300件	生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数	<u>857件</u>	850件	850件	牛耳標装着率	<u>100%</u>	100%	100%	養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合	<u>70.3%</u>	70%	70%
指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)																																																												
農薬適正使用講習会・研修会の開催回数	<u>438回</u>	170回	<u>410回</u>																																																												
農薬立入検査実施件数	<u>308件</u>	300件	300件																																																												
出荷前の農産物の残留農薬分析件数	<u>297件</u>	300件	300件																																																												
生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数	<u>664件</u>	850件	850件																																																												
牛耳標装着率	<u>100%</u>	100%	100%																																																												
養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合	<u>67.9%</u>	70%	70%																																																												
指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)																																																												
農薬適正使用講習会・研修会の開催回数	<u>173回</u>	170回	<u>170回</u>																																																												
農薬立入検査実施件数	<u>339件</u>	300件	300件																																																												
出荷前の農産物の残留農薬分析件数	<u>298件</u>	300件	300件																																																												
生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数	<u>857件</u>	850件	850件																																																												
牛耳標装着率	<u>100%</u>	100%	100%																																																												
養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合	<u>70.3%</u>	70%	70%																																																												

改 定 後				改 定 前			
	貝毒検査の予定件数に占める検査件数の割合	100%	100%	100%	貝毒検査の予定件数に占める検査件数の割合	100%	100%
15	<u>施策の方向4：安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み</u> <u>具体的な取組み</u> <u>(20)環境保全型農業の推進</u> 省略 <u>(21)有機農業の推進</u> 省略 <u>(22)G A P（農業生産工程管理）の推進</u> 省略 <u>(23)県内産農水産物の放射性物質安全確認の検査</u> <u>消費者等に安心して県内産農水産物を購入していただけるよう、生産量の多い品目を中心に計画的な「安全確認検査」を実施します。</u> <u>(24)消費者ニーズに対応した生産技術の開発</u> 省略 <u>(25)畜産関係生産者の巡回による普及指導</u> 省略 <u>(26)死亡牛のB S E検査</u> 省略 <u>(27)高病原性鳥インフルエンザ対策</u> 省略			13	<u>施策の方向4：安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み</u> <u>具体的な取組み</u> <u>(19)環境保全型農業の推進</u> 省略 <u>(20)有機農業の推進</u> 省略 <u>(21)G A P（農業生産工程管理）の推進</u> 省略  <u>(22)消費者ニーズに対応した生産技術の開発</u> 省略 <u>(23)畜産関係生産者の巡回による普及指導</u> 省略 <u>(24)死亡牛のB S E検査</u> 省略 <u>(25)高病原性鳥インフルエンザ対策</u> 省略		

改 定 後				改 定 前																																																											
17	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">推進指標</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">指標名</th> <th style="width: 15%;">現状値 (H23年度)</th> <th style="width: 15%;">中間目標 (H24年度)</th> <th style="width: 15%;">目標 (H26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エコファーマー取組面積</td> <td style="text-align: center;">684ha</td> <td style="text-align: center;">1,200ha</td> <td style="text-align: center;">1,200ha</td> </tr> <tr> <td>有機農業取組面積</td> <td style="text-align: center;">393ha</td> <td style="text-align: center;">570ha</td> <td style="text-align: center;">570ha</td> </tr> <tr> <td>県内産農産物の放射性物質安全確認検査件数</td> <td style="text-align: center;">26件</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">20件</td> </tr> <tr> <td>県内産水産物の放射性物質安全確認検査件数</td> <td style="text-align: center;">14件</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">10件</td> </tr> <tr> <td>安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数</td> <td style="text-align: center;">3 (延べ)</td> <td style="text-align: center;">4 (延べ)</td> <td style="text-align: center;">6 (延べ)</td> </tr> <tr> <td>畜産関係生産者巡回戸数</td> <td style="text-align: center;">666 (全戸)</td> <td style="text-align: center;">全戸</td> <td style="text-align: center;">全戸</td> </tr> <tr> <td>高病原性鳥インフルエンザ検査羽数</td> <td style="text-align: center;">1,260羽</td> <td style="text-align: center;">対象鶏 全羽</td> <td style="text-align: center;">対象鶏 全羽</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	エコファーマー取組面積	684ha	1,200ha	1,200ha	有機農業取組面積	393ha	570ha	570ha	県内産農産物の放射性物質安全確認検査件数	26件	二	20件	県内産水産物の放射性物質安全確認検査件数	14件	二	10件	安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数	3 (延べ)	4 (延べ)	6 (延べ)	畜産関係生産者巡回戸数	666 (全戸)	全戸	全戸	高病原性鳥インフルエンザ検査羽数	1,260羽	対象鶏 全羽	対象鶏 全羽	14	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">推進指標</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">指標名</th> <th style="width: 15%;">指標値 (H20年度)</th> <th style="width: 15%;">中間目標 (H24年度)</th> <th style="width: 15%;">目標 (H26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エコファーマー取組面積</td> <td style="text-align: center;">908ha</td> <td style="text-align: center;">1,200ha</td> <td style="text-align: center;">二</td> </tr> <tr> <td>有機農業取組面積</td> <td style="text-align: center;">365ha</td> <td style="text-align: center;">570ha</td> <td style="text-align: center;">二</td> </tr> <tr> <td>安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">4 (延べ)</td> <td style="text-align: center;">6 (延べ)</td> </tr> <tr> <td>畜産関係生産者巡回戸数</td> <td style="text-align: center;">737 (全戸)</td> <td style="text-align: center;">全戸</td> <td style="text-align: center;">全戸</td> </tr> <tr> <td>高病原性鳥インフルエンザ検査羽数</td> <td style="text-align: center;">980羽</td> <td style="text-align: center;">対象鶏 全羽</td> <td style="text-align: center;">対象鶏 全羽</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	エコファーマー取組面積	908ha	1,200ha	二	有機農業取組面積	365ha	570ha	二	安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数	1	4 (延べ)	6 (延べ)	畜産関係生産者巡回戸数	737 (全戸)	全戸	全戸	高病原性鳥インフルエンザ検査羽数	980羽	対象鶏 全羽	対象鶏 全羽
	指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)																																																											
	エコファーマー取組面積	684ha	1,200ha	1,200ha																																																											
	有機農業取組面積	393ha	570ha	570ha																																																											
	県内産農産物の放射性物質安全確認検査件数	26件	二	20件																																																											
	県内産水産物の放射性物質安全確認検査件数	14件	二	10件																																																											
	安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数	3 (延べ)	4 (延べ)	6 (延べ)																																																											
	畜産関係生産者巡回戸数	666 (全戸)	全戸	全戸																																																											
	高病原性鳥インフルエンザ検査羽数	1,260羽	対象鶏 全羽	対象鶏 全羽																																																											
	指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)																																																											
エコファーマー取組面積	908ha	1,200ha	二																																																												
有機農業取組面積	365ha	570ha	二																																																												
安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数	1	4 (延べ)	6 (延べ)																																																												
畜産関係生産者巡回戸数	737 (全戸)	全戸	全戸																																																												
高病原性鳥インフルエンザ検査羽数	980羽	対象鶏 全羽	対象鶏 全羽																																																												
<u>施策の方向5：消費と生産との距離を縮める取組み</u>																																																															
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">具体的な取組み</div>																																																															
<u>(28) 農林水産参観デーによる推進</u> 省略																																																															
<u>(29) ふれあい牧場、工場見学等の開催</u> 省略																																																															
<u>(30) 消費者ニーズの把握、生産への反映</u> 省略																																																															
<u>施策の方向5：消費と生産との距離を縮める取組み</u>																																																															
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">具体的な取組み</div>																																																															
<u>(26) 農林水産参観デーによる推進</u> 省略																																																															
<u>(27) ふれあい牧場、工場見学等の開催</u> 省略																																																															
<u>(28) 消費者ニーズの把握、生産への反映</u> 省略																																																															

改 定 後				改 定 前					
17	推進指標			15	推進指標				
	指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)		目標 (H26年度)	指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
	農林水産参観デー開催回数	10回	8回		8回	農林水産参観デー開催回数	8回	8回	8回
	ふれあい牧場等の開催回数	80回	50回		80回	ふれあい牧場等の開催回数	46回	50回	50回
<p>17 施策の方向6：県内流通食品の監視指導の徹底</p> <p>具体的な取組み</p> <p>(31)計画的かつ効果的な食品関係施設への監視指導の実施 省略</p> <p>(32)生食用食肉取扱施設に対する監視指導 牛生レバーの生食用としての提供の禁止や生食用食肉（牛肉）の規格基準の制定等に伴い、生食用食肉取扱施設について、重点的に監視指導を行います。</p> <p>(33)大規模調理施設に対する監視指導 省略</p> <p>(34)と畜場等の監視指導等 と畜場及び食鳥処理場で処理される全ての牛、豚、鶏等の検査を確実に実施するとともに、食中毒菌等による食肉の汚染防止のための監視指導を行います。なお、BSE対策については、関係法令等に基づき適正に実施します。特に、事業者に対し、特定危険部位の除去や焼却の徹底を指導します。</p>				<p>15 施策の方向6：県内流通食品の監視指導の徹底</p> <p>具体的な取組み</p> <p>(29)計画的かつ効果的な食品関係施設への監視指導の実施 省略</p> <p>(30)大規模調理施設に対する監視指導 省略</p> <p>(31)と畜場等の監視指導等 と畜場及び食鳥処理場で処理される全ての牛、豚、鶏等の検査を確実に実施するとともに、食中毒菌等による食肉の汚染防止のための監視指導を行います。特に、BSE対策については、BSEスクリーニング検査を厳正に実施するとともに、特定危険部位の除去や焼却を徹底し、県内産牛肉の安全を確保します。</p>					

改 定 後		改 定 前																											
<p>(35) 収去検査の計画的な実施等 省略</p> <p>(36) 流通食品の放射性物質検査等の実施 流通食品を対象とした計画的な「収去検査」や食品関連事業者等からの「委託検査」のほか、消費者からの「相談検査」を実施することにより、食品衛生法に基づく放射性物質の基準値を超過した食品の流通防止に努めます。</p> <p>(37) 食品に関する調査研究の推進 省略</p> <p>(38) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成 省略</p> <p>推進指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状値 (H23年度)</th> <th>中間目標 (H24年度)</th> <th>目標 (H26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率</td> <td>121.8% (26,149件)</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>食品等の収去検査による規格基準違反率</td> <td>0.45%</td> <td>0.50%</td> <td>0.30%</td> </tr> <tr> <td>流通食品の放射性物質収去検査件数</td> <td>42件</td> <td>二</td> <td>500件</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率	121.8% (26,149件)	100%	100%	食品等の収去検査による規格基準違反率	0.45%	0.50%	0.30%	流通食品の放射性物質収去検査件数	42件	二	500件	<p>(32) 収去検査の計画的な実施等 省略</p> <p>(33) 食品に関する調査研究の推進 省略</p> <p>(34) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成 省略</p> <p>推進指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標値 (H20年度)</th> <th>中間目標 (H24年度)</th> <th>目標 (H26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率</td> <td>22,977件 (監視件数)</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>食品等の収去検査による規格基準違反率</td> <td>0.66%</td> <td>0.50%</td> <td>0.30%</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率	22,977件 (監視件数)	100%	100%	食品等の収去検査による規格基準違反率	0.66%	0.50%	0.30%
指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)																										
愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率	121.8% (26,149件)	100%	100%																										
食品等の収去検査による規格基準違反率	0.45%	0.50%	0.30%																										
流通食品の放射性物質収去検査件数	42件	二	500件																										
指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)																										
愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率	22,977件 (監視件数)	100%	100%																										
食品等の収去検査による規格基準違反率	0.66%	0.50%	0.30%																										
<p>18 施策の方向7：自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚 具体的な取組み</p>	<p>16 施策の方向7：自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚 具体的な取組み</p>																												

改 定 後				改 定 前																									
19	<p>(39) 自主衛生管理の周知啓発 省略</p> <p>(40) 自主衛生管理に関する助言等 省略</p> <p>(41) 自主衛生管理推進事業の支援 省略</p> <p>(42) 集団給食施設における自主衛生管理の促進 省略</p> <p>(43) 自主衛生管理等推進事業者の表彰 省略</p> <p>推進指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状値 (H23年度)</th> <th>中間目標 (H24年度)</th> <th>目標 (H26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品衛生責任者実務講習 会受講率</td> <td>82.1%</td> <td>80%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	食品衛生責任者実務講習 会受講率	82.1%	80%	100%				17	<p>(35) 自主衛生管理の周知啓発 省略</p> <p>(36) 自主衛生管理に関する助言等 省略</p> <p>(37) 自主衛生管理推進事業の支援 省略</p> <p>(38) 集団給食施設における自主衛生管理の促進 省略</p> <p>(39) 自主衛生管理等推進事業者の表彰 省略</p> <p>推進指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標値 (H20年度)</th> <th>中間目標 (H24年度)</th> <th>目標 (H26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品衛生責任者実務講習 会受講率</td> <td>66.4%</td> <td>80%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	食品衛生責任者実務講習 会受講率	66.4%	80%	100%			
	指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)																									
	食品衛生責任者実務講習 会受講率	82.1%	80%	100%																									
	指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)																									
	食品衛生責任者実務講習 会受講率	66.4%	80%	100%																									
	<p>施策の方向 8 : 自主的な衛生管理手法の導入推進</p> <p>具体的な取組み</p> <p>(44) 食品自主衛生管理認証制度の普及促進</p> <p>H A C C P の概念を導入した <u>愛媛県食品自主衛生管理認証制度（愛媛県 H A C C P 制度）</u> を運用し、食品関連事業者への普及促進を図ります。また、認証を取得した事業者については、<u>えひめ食の安全・安心情報ホームページ</u>等を通じて積極的に公表します。</p>				<p>施策の方向 8 : 自主的な衛生管理手法の導入推進</p> <p>具体的な取組み</p> <p>(40) 食品自主衛生管理認証制度の創設、普及促進</p> <p>H A C C P の概念を導入した <u>食品自主衛生管理認証制度</u> を創設し、食品関連事業者への普及促進を図ります。また、認証を取得した事業者については、<u>総合ホームページ</u>等を通じて積極的に公表します。</p>																								

改 定 後				改 定 前					
	推進指標				推進指標				
	指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)		目標 (H26年度)	指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
	食品自主衛生管理認証制度における認証施設数	9施設	10施設	20施設		食品自主衛生管理認証制度における認証施設数	0施設	10施設	20施設
19	<u>施策の方向 9：食品表示の適正化の推進</u> 具体的な取組み <u>(45)食品表示の監視指導</u> 省略 <u>(46)食品表示に関する啓発</u> 省略 <u>(47)食品表示に関する連携</u> 省略 <u>(48)安心感に配慮した表示の推進</u> 省略 <u>(49)食品表示に関する相談への対応</u> 省略 <u>(50)食品表示一元化に伴う体制の整備</u> <u>食品表示制度について、食品衛生法、JAS法、健康増進法の表示部分を一元化した新たな法律の整備が検討されていることから、今後、国の動向等を注視しながら、県民や食品関係事業者にわかりやすい食品表示の運用を図るとともに、一元的かつ効率的な監視指導等を行うための体制づくりを検討します。</u>				17	<u>施策の方向 9：食品表示の適正化の推進</u> 具体的な取組み <u>(41)食品表示の監視指導</u> 省略 <u>(42)食品表示に関する啓発</u> 省略 <u>(43)食品表示に関する連携</u> 省略 <u>(44)安心感に配慮した表示の推進</u> 省略 <u>(45)食品表示に関する相談への対応</u> 省略			

改 定 後				改 定 前					
21	推進指標			18	推進指標				
	指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)		目標 (H26年度)	指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
	食品表示監視実施数	27,916件	30,000件		32,000件	食品表示監視実施数	28,024件	30,000件	32,000件
	食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合	14.7%	20.8%		0%	食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合	35.8%	20.8%	—
	<u>施策の方向10：食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進</u> 具体的な取組み (51)食育の推進 <u>「第2次愛媛県食育推進計画」に基づき、生涯食育社会を目指し、食育を県民運動として、「みんなで！楽しく！バランスよく！愛ある食卓 元気なえひめ」をスローガンに、実践・推進します。</u>  (52)地産地消の推進 省略 (53)食文化の普及推進 省略 (54)小学校等での出張食育教室の実施 省略 (55)栄養教諭による食に関する指導の推進 省略				<u>施策の方向10：食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進</u> 具体的な取組み (46)食育の推進 <u>元気な人づくりのために、全ての県民が、生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らしていくことを基本理念とする「愛媛県食育推進計画」に基づき、「みんなで！楽しく！バランスよく！愛ある食卓 元気なえひめ」をスローガンに、食育を県民運動として総合的・計画的に実施します。</u>  (47)地産地消の推進 省略 (48)食文化の普及推進 省略 (49)小学校等での出張食育教室の実施 省略 (50)栄養教諭による食に関する指導の推進 省略				

改 定 後				改 定 前																																											
21	<u>推進指標</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状値 (H23年度)</th> <th>中間目標 (H24年度)</th> <th>目標 (H26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地産地消・愛あるサポーター登録数</td> <td>2,302</td> <td>2,000</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>えひめ食文化普及講座開催回数</td> <td>57回</td> <td>50回</td> <td>50回</td> </tr> <tr> <td>食育教室開催回数</td> <td>57回</td> <td>50回</td> <td>50回</td> </tr> <tr> <td>学校給食における地場産物の使用割合（食材数ベース）</td> <td>33.9%</td> <td>30%以上</td> <td>30%以上</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	地産地消・愛あるサポーター登録数	2,302	2,000	2,400	えひめ食文化普及講座開催回数	57回	50回	50回	食育教室開催回数	57回	50回	50回	学校給食における地場産物の使用割合（食材数ベース）	33.9%	30%以上	30%以上	19	<u>推進指標</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標値 (H20年度)</th> <th>中間目標 (H24年度)</th> <th>目標 (H26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地産地消・愛あるサポーター登録数</td> <td>1,850</td> <td>2,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>えひめ食文化普及講座開催回数</td> <td>57回</td> <td>50回</td> <td>50回</td> </tr> <tr> <td>食育教室開催回数</td> <td>46回</td> <td>50回</td> <td>50回</td> </tr> <tr> <td>学校給食における地場産物の使用割合（食材数ベース）</td> <td>27.1% (H19)</td> <td>30%以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	地産地消・愛あるサポーター登録数	1,850	2,000	—	えひめ食文化普及講座開催回数	57回	50回	50回	食育教室開催回数	46回	50回	50回	学校給食における地場産物の使用割合（食材数ベース）	27.1% (H19)	30%以上	—
	指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)																																											
	地産地消・愛あるサポーター登録数	2,302	2,000	2,400																																											
	えひめ食文化普及講座開催回数	57回	50回	50回																																											
	食育教室開催回数	57回	50回	50回																																											
学校給食における地場産物の使用割合（食材数ベース）	33.9%	30%以上	30%以上																																												
指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)																																												
地産地消・愛あるサポーター登録数	1,850	2,000	—																																												
えひめ食文化普及講座開催回数	57回	50回	50回																																												
食育教室開催回数	46回	50回	50回																																												
学校給食における地場産物の使用割合（食材数ベース）	27.1% (H19)	30%以上	—																																												
<u>施策の方向 1 1：自主回収報告制度の普及</u> <u>具体的な取組み</u> (56) 自主回収報告制度の普及促進 省略 (57) 自主回収報告内容の迅速な情報提供 食品関連事業者から報告された回収情報については、 <u>えひめ食の安全・安心情報ホームページ</u> 等により県民へ速やかに提供するとともに、回収対象食品等が流通している他の自治体へも速やかに情報提供を行います。				<u>施策の方向 1 1：自主回収報告制度の普及</u> <u>具体的な取組み</u> (51) 自主回収報告制度の普及促進 省略 (52) 自主回収報告内容の迅速な情報提供 食品関連事業者から報告された回収情報については、 <u>総合ホームページ</u> 等により県民へ速やかに提供するとともに、回収対象食品等が流通している他の自治体へも速やかに情報提供を行います。																																											
<u>推進指標</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状値 (H23年度)</th> <th>中間目標 (H24年度)</th> <th>目標 (H26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主回収情報の提供件数</td> <td>9件</td> <td>6件</td> <td>10件</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	自主回収情報の提供件数	9件	6件	10件	<u>推進指標</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標値 (H20年度)</th> <th>中間目標 (H24年度)</th> <th>目標 (H26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主回収情報の提供件数</td> <td>3件</td> <td>6件</td> <td>10件</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	自主回収情報の提供件数	3件	6件	10件																										
指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)																																												
自主回収情報の提供件数	9件	6件	10件																																												
指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)																																												
自主回収情報の提供件数	3件	6件	10件																																												

改 定 後				改 定 前																			
22	<u>施策の方向 1 2 : 自主回収への協力の推進</u> <u>具体的な取組み</u> (58) 自主回収着手事業者への指導等 省略 (59) 自主回収協力事業者への助言等 省略			19	<u>施策の方向 1 2 : 自主回収への協力の推進</u> <u>具体的な取組み</u> (53) 自主回収着手事業者への指導等 省略 (54) 自主回収協力事業者への助言等 省略																		
22	<u>施策の方向 1 3 : 危害情報の申出制度の普及</u> <u>具体的な取組み</u> (60) 危害情報申出制度の周知 危害情報申出制度を県民へ広く周知するため、 <u>えひめ食の安全・安心情報ホームページ</u> 等で制度の内容や申出先（窓口）をお知らせするとともに、県民を対象とした講習会等においても周知を行います。 (61) 危害情報への迅速な対応 省略			20	<u>施策の方向 1 3 : 危害情報の申出制度の普及</u> <u>具体的な取組み</u> (55) 危害情報申出制度の周知 危害情報申出制度を県民へ広く周知するため、 <u>総合ホームページ</u> 等で制度の内容や申出先（窓口）をお知らせするとともに、県民を対象とした講習会等においても周知を行います。 (56) 危害情報への迅速な対応 省略																		
	<u>推進指標</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状値 (H23年度)</th> <th>中間目標 (H24年度)</th> <th>目標 (H26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危害情報申出制度対応件数</td> <td>56件</td> <td>20件</td> <td>65件</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	危害情報申出制度対応件数	56件	20件	65件		<u>推進指標</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標値 (H20年度)</th> <th>中間目標 (H24年度)</th> <th>目標 (H26年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危害情報申出制度対応件数</td> <td>0件</td> <td>20件</td> <td>20件</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	危害情報申出制度対応件数	0件	20件	20件
指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)																				
危害情報申出制度対応件数	56件	20件	65件																				
指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)																				
危害情報申出制度対応件数	0件	20件	20件																				
23	<u>施策の方向 1 4 : 民間組織等との協働</u> <u>具体的な取組み</u> (62) 食品関係団体との連携 省略			21	<u>施策の方向 1 4 : 民間組織等との協働</u> <u>具体的な取組み</u> (57) 食品関係団体との連携 省略																		

改 定 後				改 定 前				
23	推進指標				推進指標			
	指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
	食品衛生推進員巡回施設数	7,952	9,500	10,000	食品衛生推進員巡回施設数	9,000	9,500	10,000
	施策の方向15：消費者・食品関連事業者との情報・意見交換の実施 具体的な取組み (63) リスクコミュニケーションの推進 省略 (64) 消費者との意見交換会の実施等 省略 (65) リスクコミュニケーターの育成等 省略				施策の方向15：消費者・食品関連事業者との情報・意見交換の実施 具体的な取組み (58) リスクコミュニケーションの推進 省略 (59) 消費者との意見交換会の実施等 省略 (60) リスクコミュニケーターの育成等 省略			
24	推進指標				推進指標			
	指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
	食の安全・安心県民講座の開催回数、参加者数	5回 537名	4回 400名	5回 500名	食の安全・安心県民講座の開催回数、参加者数	3回 278名	4回 400名	5回 500名
	消費者との意見交換会の実施回数、参加者数	12回 394名	9回 350名	12回 400名	消費者との意見交換会の実施回数、参加者数	9回 328名	9回 350名	9回 350名
施策の方向16：県民の意見の反映 具体的な取組み (66) パブリックコメントの実施 省略				施策の方向16：県民の意見の反映 具体的な取組み (61) パブリックコメントの実施 省略				
21				22				

改 定 後				改 定 前				
25	(67)アンケート等による県民の意識の把握 省略 推進指標			(62)アンケート等による県民の意識の把握 省略 推進指標				
	指標名	現状値 (H23年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)	指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
	食の安全安心に関するアンケート協力者数	411名	400名	500名	食の安全安心に関するアンケート協力者数	278名	400名	500名
	削除			* 推進指標の表において、目標（H26年度）欄が「—」となっている指標は、他の計画や基本方針で平成22年度までの指標が設定されているもの。 このため、平成22年度の数値を推進計画の中間目標値と設定し、最終目標（H26年度）の数値は、他の計画による指標の設定状況を勘案した上で、推進計画の中間見直し時等に設定する。				
	○施策体系図（一部改定後）  新体系図 省略 ※ 具体的な取組み5項目追加			○施策体系図 _____  旧体系図 省略				
27	資料編 資料1 用語解説 【A～Z】 B S E (Bovine Spongiform Encephalopathy)			資料編 資料1 用語解説 【A～Z】 B S E (Bovine Spongiform Encephalopathy)				

改 定 後	改 定 前
<p>「牛海綿状脳症」と訳され、T S E（伝達性海綿状脳症：Transmissible Spongiform Encephalopathy）という、未だ十分に解明されていない伝達因子（病気を伝えるもの）と関係する病気のひとつで、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病。</p> <hr/> <p>以下、省略</p> <p>【あ行】  <u>遺伝子組換え食品</u>  省略  <u>牛耳標</u>  省略</p> <p>削除  <u>第2次愛媛県食育推進計画</u> へ</p>	<p>「牛海綿状脳症」と訳され、T S E（伝達性海綿状脳症：Transmissible Spongiform Encephalopathy）という、未だ十分に解明されていない伝達因子（病気を伝えるもの）と関係する病気のひとつで、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病。</p> <p><u>なお、県では、平成13年よりB S E全頭検査を実施している。</u></p> <p>以下、省略</p> <p>【あ行】  <u>遺伝子組換え食品</u>  省略  <u>牛耳標</u>  省略</p> <p><u>愛媛県食育推進計画</u>  県では、平成19年3月に、食育基本法に掲げられた健全な食生活の実現、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係の構築などの課題を踏まえ、食育を推進するための独自の基本理念と重点目標を掲げ、県民との協働により役割を分担しながら食育を具体的に進める「食育推進計画」を策定している。</p>

改 定 後	改 定 前
<p data-bbox="237 215 651 248"><u>愛媛県食品衛生監視指導計画</u></p> <p data-bbox="300 266 362 296">省略</p> <p data-bbox="237 312 680 346"><u>えひめ農業振興プラン2011</u></p> <p data-bbox="237 363 1122 539">県では、平成23年3月に、本県農業政策の基本指針として「<u>えひめ農業振興プラン2011</u>」を策定し、平成27年度の目標年次に向けて、その実現を図るため、諸施策を展開している。</p> <p data-bbox="237 555 745 588"><u>愛媛県環境保全型農業推進基本方針</u></p> <p data-bbox="237 606 1122 826">県では、上記の<u>えひめ農業振興プラン2011</u>を策定し、地域環境と調和した農業の展開を図ることとしており、本指針は、農業に起因する環境への負荷を軽減し、二酸化炭素の削減など地球環境の改善にも寄与する「環境保全型農業」の推進方策を定めたもの。</p> <p data-bbox="237 842 618 876"><u>愛媛県食品表示監視協議会</u></p> <p data-bbox="237 893 1122 1209">平成20年4月、県、松山市、独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター岡山事務所及び中国四国農政局松山地域センターとの間で、不適正な食品表示に関する情報共有や意見交換を行うことにより、関係する機関との連携強化を図るとともに、不適正な食品表示を行っている事業者に対して迅速かつ適正に対応することを目的として設置された。</p> <p data-bbox="237 1276 680 1310"><u>愛媛県農薬適正使用推進協議会</u></p> <p data-bbox="300 1327 362 1358">省略</p>	<p data-bbox="1223 215 1637 248"><u>愛媛県食品衛生監視指導計画</u></p> <p data-bbox="1285 266 1348 296">省略</p> <p data-bbox="1223 312 1545 346"><u>愛媛県新農業ビジョン</u></p> <p data-bbox="1223 363 2107 491">県では、平成12年6月に、本県農政の基本となる「<u>新農業ビジョン</u>」を策定し、平成22年の目標年次に向けて、その実現を図るため、諸施策を展開している。</p> <p data-bbox="1223 555 1736 588"><u>愛媛県環境保全型農業推進基本方針</u></p> <p data-bbox="1223 606 2107 826">県では、上記の<u>新農業ビジョン</u>を策定し、地域環境と調和した農業の展開を図ることとしており、本指針は、農業に起因する環境への負荷を軽減し、二酸化炭素の削減など地球環境の改善にも寄与する「環境保全型農業」の推進方策を定めたもの。</p> <p data-bbox="1223 842 1608 876"><u>愛媛県食品表示監視協議会</u></p> <p data-bbox="1223 893 2107 1161">平成20年4月、県、松山市、独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター岡山事務所及び中国四国農政局<u>愛媛農政事務所</u>との間で、不適正な食品表示に関する情報共有や意見交換を行うことにより、関係する機関との連携強化を図るとともに、不適正な食品表示を行っている事業者に対して迅速かつ適正に対応することを目的として設置された。</p> <p data-bbox="1223 1276 1671 1310"><u>愛媛県農薬適正使用推進協議会</u></p> <p data-bbox="1285 1327 1348 1358">省略</p>

改 定 後	改 定 前
<p data-bbox="237 215 589 248">愛媛県有機農業推進計画</p> <p data-bbox="300 266 362 300">省略</p> <p data-bbox="250 362 349 395">【か行】</p> <p data-bbox="300 411 362 445">省略</p> <p data-bbox="250 507 349 541">【さ行】</p> <p data-bbox="237 552 685 585">残留農薬 ～ 食品衛生責任者</p> <p data-bbox="300 601 362 635">省略</p> <p data-bbox="237 649 524 683">食品衛生監視機動班</p> <p data-bbox="237 699 1122 876">食品衛生法に基づく食品等の収去、検査並びに食品関係施設の監視、指導等を行い、もって食品衛生上の危害の発生を防止し、県民の食品衛生の向上を図ることを目的として、愛媛県食品衛生監視機動班を昭和51年に設置した。</p> <p data-bbox="237 892 1122 973">西条、今治、<u>中予</u>、八幡浜、宇和島の各保健所に機動班が設置されている。</p> <p data-bbox="237 987 555 1021">食品表示ウォッチャー</p> <p data-bbox="300 1037 362 1070">省略</p> <p data-bbox="237 1085 398 1118">新種クドア</p> <p data-bbox="237 1134 1122 1407">正式名称は <i>Kudoa septempunctata</i> (クドア・セブテンブクタータ)。魚類に寄生する寄生虫の一種として、近年新たに発見された。ヒラメへの寄生が確認されており、寄生したヒラメを生食することで一定量のクドアが摂取されると、一過性の食中毒を引き起こすことが知られている。クドアを肉眼で確認することはできないが、熱等には弱く、一定条件下での</p>	<p data-bbox="1223 215 1574 248">愛媛県有機農業推進計画</p> <p data-bbox="1285 266 1348 300">省略</p> <p data-bbox="1236 362 1335 395">【か行】</p> <p data-bbox="1285 411 1348 445">省略</p> <p data-bbox="1236 507 1335 541">【さ行】</p> <p data-bbox="1223 552 1671 585">残留農薬 ～ 食品衛生責任者</p> <p data-bbox="1285 601 1348 635">省略</p> <p data-bbox="1223 649 1509 683">食品衛生監視機動班</p> <p data-bbox="1223 699 2107 876">食品衛生法に基づく食品等の収去、検査並びに食品関係施設の監視、指導等を行い、もって食品衛生上の危害の発生を防止し、県民の食品衛生の向上を図ることを目的として、愛媛県食品衛生監視機動班を昭和51年に設置した。</p> <p data-bbox="1223 892 2107 973">西条、今治、<u>松山</u>、八幡浜、宇和島の各保健所に機動班が設置されている。</p> <p data-bbox="1223 987 1541 1021">食品表示ウォッチャー</p> <p data-bbox="1285 1037 1348 1070">省略</p>

改 定 後	改 定 前
<p>加熱や冷凍により食中毒を防止することができる。</p> <p>【た行】  <b>第2次愛媛県食育推進計画</b>  食育基本法が平成17年6月に施行され、県では、平成19年3月の第1次の食育推進計画に引き続き、平成24年3月に、生涯食育社会を目指し、県民との協働による課題解決や目標達成のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、周知から実践に向けた、第2次食育推進計画を策定している。</p> <p><b>第4次愛媛県水産振興基本計画（水産えひめ振興プラン）</b>  県では、平成23年3月に、水産業を巡る情勢の変化を踏まえて、平成27年度を目標年次とした「第4次愛媛県水産振興基本計画（水産えひめ振興プラン）」を策定し、愛媛県水産業の再生を目指して諸施策を展開している。</p> <p><b>大量調理施設衛生管理マニュアル</b>  ～ <b>地産地消・愛あるサポーター制度</b>  省略</p> <p><b>特定危険部位</b>  牛の「扁桃」及び「回腸遠位部」並びに「月齢が30ヶ月を超える牛の頭部（舌、頬肉を除く）、せき髄及び背根神経節を含むせき柱」のことを言い、食肉処理時における除去・焼却が法令上義務化されている。  （BSE対策開始後10年を経て、最新の科学的知見に基づい</p>	<p>【た行】  （ <b>愛媛県食育推進計画</b> から移動及び変更 ）</p> <p><b>大量調理施設衛生管理マニュアル</b>  ～ <b>地産地消・愛あるサポーター制度</b>  省略</p> <p><b>特定危険部位</b>  牛の舌及び頬肉を除いた頭部、脊髄並びに回腸遠位部のことを言い、食肉処理時における除去・焼却が法令上義務化されている。</p>

改 定 後	改 定 前
<p>た対策の見直しが行われ、取扱いが変更された。平成25年4月1日適用。)</p> <p>【な行】</p> <p><u>生食用食肉（牛肉）</u></p> <p>生食用として販売される牛の食肉（内臓を除く。）のことを言う。平成23年に発生した焼肉チェーン店での腸管出血性大腸菌による食中毒事件を受けて食品衛生法が改正され、肉表面の加熱殺菌が義務付けられる等、新たに生食用食肉（牛肉）の取扱いに関する加工・調理基準等が定められた。</p> <p>（なお、県では、要領により生食用食肉の取扱い施設の事前届出制度を導入している。）</p> <p><u>農薬管理指導士</u></p> <p>省略</p> <p>【は行】</p> <p><u>放射性物質の基準値</u></p> <p>食品中に含まれる放射性セシウム（放射性物質の一種）の基準値。福島第一原子力発電所事故に伴い、食の安全安心を確保するため、新たな基準値として食品衛生法で定められた。基準値は、4つの食品区分ごとに設定されており、一般食品100ベクレル/kg、乳児用食品50ベクレル/kg、牛乳50ベクレル/kg、飲料水10ベクレル/kgとなっている。</p> <p>（放射性物質は、放射線を出す能力をもった物質をいう。）</p>	<p>【な行】</p> <p><u>農薬管理指導士</u></p> <p>省略</p>

改 定 後		改 定 前	
	【や行】 省略  【ら行】 省略		【や行】 省略  【ら行】 省略
35	<u>資料 2</u> 食の安全安心に関する主な事件等 表 省略		
36	<u>資料 3</u> 推進指標の状況 表 省略		
37	<u>資料 4</u> 愛媛県食の安全安心推進条例 省略	32	<u>資料 2</u> 愛媛県食の安全安心推進条例 省略
45	<u>資料 5</u> えひめ食の安全・安心推進本部設置要綱 省略	40	<u>資料 3</u> えひめ食の安全・安心推進本部設置要綱 省略